

沖縄市立図書館設置条例

(昭和 58 年 9 月 24 日条例第 32 号)

改正 平成 15 年 12 月 22 日条例第 39 号 平成 24 年 3 月 6 日条例第 4 号

平成 29 年 3 月 14 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市立図書館

位置 沖縄市中央二丁目 28 番 1 号

(職員)

第 3 条 沖縄市立図書館（以下「図書館」という。）に館長、その他の必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第 4 条 図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員は 10 人以内とし、その任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、特別の事情があると認める場合は、第 3 項の規定にかかわらず、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 22 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日条例第 4 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 29 年教委規則第 1 号で平成 29 年 5 月 3 日から施行)